

飲食店や給食施設などで調理業務に
従事している調理師は

調理師業務従事者届 を出しましょう

令和6年12月31日現在の状況を

令和7年1月15日までに

就業地の都道府県に届出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、
調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働
省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知
事に届け出ることが義務づけられています

